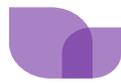


春秋会

ニュースレタ

—

2021.6



私の重大発表（第2回）

4月1日より募集を開始した「私の重大発表」。

ほんとうにたくさんのご投稿ありがとうございました。対面で話をしにくいご時勢ですが、ネットの強みを生かして、各会員の個人的ニュースを発信していきます！

多数のご投稿をいただきました関係で、3回ほどに分割して掲載いたします。「投稿したのに出てない！」という方、落選とかはありませんので、しばらくお待ちください。

●近況報告

宮崎 誠（21期）

社外取締役など月何回かは東京に出かけ顔見知り会うなど、楽しんでいたが、全てWEB会議になった。依頼者とのやり取りもメールが中心になった。関係先に出かけての大人数の会議は、従来、時間がかかるなあという気も無いではなかったが、席は離れ、仕切り板があっても、時間がかかっても、リアル会議で顔見知りの反応を確認しながら議論するのは、何故か嬉しく？人恋しさを実感する今日この頃である。



6月の予定

・6月4日（金）

12時～13時

研修委員会「コロナ禍の運動不足を解消しよう！！～筋トレ、ストレッチ研修～」

・6月24日（木）

15時～17時30分

若手会「破産研修」

・6月29日（火）

12時～13時

第3回幹事会



●趣味もつことにした

石田 法子（28期）

私は無趣味で、趣味は仕事と言ってはばからない。とはいえ、人様の大事な人生や権利に関わる仕事でご迷惑をかけてはいけないので自主的に引退する予定で、2年後にはプチ引退をする。しかし、引退後、ソファの上でゴロゴロしながら朽ちていくにはいささか早い。そこで重大発表。引退後は無趣味な私が趣味を持つ。今、候補は2つ。1つは、家事嫌いだが料理は好きなので、シェフ級に料理に凝ること。もう1つは、知らないことにチャレンジしたいので、プログラミングの勉強である。さて、どっちにしようかな。

●辛丑(かのとうし)

木村 圭二郎 (39期)

私にとって60年振りの辛丑の年。そう、遂に還暦を迎えることになった。そこで過去に公刊した論文をまとめた『現代法の諸相』-実務法曹としての軌跡- (法律文化社) と題する書籍を出版した。補遺を作成する中で過去の自分の思考と向き合うことができた。コロナ禍でのささやかな楽しみだった(笑)。

●骨折

飯島 奈絵 (46期)

3月半ばに自宅階段から踊り場まで6段落ち、右鎖骨・右肋骨5本を骨折し、右手首にヒビが入りました。受傷直後は地獄の痛みで、電動ベッドをレンタルしました(レンタル料3000円/月)。FB友達経由で情報が伝わった海外の弁護士からお見舞メールが届き、SNSの怖さを再認識しました。だいぶ良くなりました。

●会館トリビア

岩本 朗 (47期)

皆さん、弁護士会館は、朝何時に入れるか知っていますか。正解は、午前6時。この時間に清掃員の方が入られます。たぶん、役員経験者でも午前6時に会館に入ったことはないでしょうね。私は搜索差押えに立ち会うために午前6時に会館に入る貴重な経験をしました。

●10年先を見越して

峯田 和子 (57期)

お陰様で副幹事長を退任いたしました。こういう時は妙に余力あるぜえ的錯覚に陥り、浮かれ気分でブラック業務を安請け合いしてしまうのが人の常。しばらくは安全運転を自らに課しつつ、これから10年先を見越して「仕事以外」のことをしたいと思っているので、「なあ〜にしようかしらあ?」と、やはり浮かれています。

●筋トレ

砂川辰彦（65期）

先日、研修委員会の引き継ぎをさせていただいた時に、研修委員会委員長の原先生から、「以前、研修で筋トレをやった、またやってもいいかも」というお話がありました。ここ十数年の間で、多少はあった筋肉が次第におちていき、筋力が低下してしまいました。もし再び「筋トレ」研修が実現できれば、是非参加して鍛え直したいと思っております。

●席替え

信吉 将伍（69期）

新年度を迎えて、私の執務席が、事務所内で移動することになりました。思い返すと、中学校の頃の席替えでは、後ろの端っこの方になることをいつも願っていた覚えがあります。中学校の頃は、勉強が本当に嫌いで、後ろの端っこの方が、サボれる気がしていたのだと思います……。話が脱線しましたが、せっかく新しい執務席になるので、新しい席でも、近くの席の先輩方の仕事のやり方や電話対応など、学びたいな、と思っています。



・広瀬 元太郎

(60期 : 委員長)

・柳 勝久

(61期 : 広報担当副幹事
長)

・有村 とく子

(50期 2019年度委員
長)

・中森 俊久

(55期 昨年度委員長)

・山口 昌之

(58期 昨年度副幹事長)

・浦 寛幸 (59期)

・木場 晶子 (67期)

・田村 瞳 (67期)

・吉留 慧 (68期)

・信吉 将伍 (69期)

・高 一成 (69期)

・根本 俊太郎 (70期)

・佐久間 ひろみ (71期)

・足立 敦史 (71期)

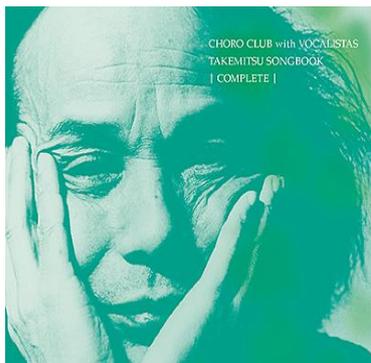
・村本 健司 (71期)

・才木 晴幹 (72期)

・久井 大輝 (73期)



今月の一枚 - 梅雨空に寄り添う歌曲



雨の季節になると、大江健三郎の短編集『雨の樹を聴く女たち』と武満徹のピアノ小品「雨の樹スケッチ」の連作を思い起こす。ハワイ島にあるという、雨をたっぷり吸い込み止んだ後も滴をしたたり続ける大木をモチーフとしたものだ。

独学で作曲を始めた武満は、今や最も著名な現代作曲家の一人だが、もともと戦時中に禁止されていたシャンソンをこっそり蓄音機で聴いて作曲家をめざしたということもあり、一方で、日本人の心に響く親しみやすい歌曲も書いてきた。映画の主題歌や芝居の挿入歌、時に反戦集会のため、谷川俊太郎等の作詞にのせ、時には自身で作詞もした。

2011年、ブラジルのジャズとも言われる「ショーロ」にインスパイアされながら独自の弦楽インストルメンタルを創造してきたショーロクラブ（笹子重治ギター、沢田穰治コントラバス、秋岡欧バンドリン）が、この武満の歌曲集を、日本で屈指の声と表現力を持つヴォーカリストたちを集めて、『武満徹ソングブック ショーロクラブ with ヴォーカリストス』に仕上げた。3人の弦楽器の巧みなアレンジで広がった曲想に、歌詞を聴く者の心に直接届けるような歌手たちの力量が重なって、彼の歌曲の新しい魅力を縦横に引き出した逸品になった。

おおたか静流さんによる映画『最後の審判』の主題歌「三月のうた」、アン・サリーさんの歌うベトナム反戦集会のための「死んだ男の残したものは」、松田美緒さんの安部公房原作の映画の作中歌「ワルツ～他人の顔」、そして優河さんによる同名映画の挿入歌「燃える秋」などが、特にお気に入りだ。

生誕90年を記念して昨年、ライブ会場での演奏や新たな歌手手を追加した「コンプリート版」が発売されたので聴き直してみると、武満作品に漂う独特の湿り気と寂寥感が、この梅雨空に心地よく響いてきた。やはり雨が似合う作曲家である。

「三月のうた」(おおたか静流)

<https://youtu.be/tWErn3Qn7Gs>

「死んだ男の残したものは」(アン・サリー)

<https://youtu.be/sDOSQzFZml8>

「ワルツ～他人の顔」(松田美緒)

<https://youtu.be/rgG7ZpmAxZ0>

全曲 Spotify

[tps://open.spotify.com/album/4kcw7aSs9TmmMwYNCYaqD6?si=NG5BpMo8RsK_qxfP_lhQOnw](https://open.spotify.com/album/4kcw7aSs9TmmMwYNCYaqD6?si=NG5BpMo8RsK_qxfP_lhQOnw)



弁護士よ！お金の話をしよう（第2回）

ぼちぼち独立を考えようとしている若手や、独立をしてもいない人向けに、小さな事務所を営んでいる筆者より、お金のアドバイスをするコーナーである。生々しい話が多いので、匿名記事とさせていただきます。

第2話 いつまでお客さんを呼びつけるの？

前回は、「みなさんは、自分の事務所の応接室の稼働率を計算したことがあるだろうか」というところで終わった。

筆者の事務所の4月第4週（4月18日から24日）の応接室稼働率は、2.7%である。筆者は弁護士一人の事務所であるから、来客は、すべて私の来客で、月曜に2時間、火曜に1時間、金曜に1時間半打合せがあった。すべて足して、4.5時間。1週間は、7日×24時間＝168時間。4.5÷168＝2.7%である。



筆者の事務所の応接室の広さは、全賃貸面積の3分の1くらいである。2.7%しか稼働しない床のために、家賃の3分の1を払っている。「稼働率、少な過ぎじゃないの？」との声もあるかもしれない。この後述べる理由で、私はできるだけ現場に行くので、少なめかもしれない。しかし、以前アソシエイトをしていた事務所でも、多い週でも一日3時間×5日で、それでも稼働率は9%程度である。

このように応接室を使っている時間は極めて少ない。そりゃそうだ。一日12時間働いたとしても、土日はあるし、裁判所に行ったり、起案をする時間が半分以上はあるのだから、どう考えても2割を超えることなどない。さらに、今回のコロナ禍において、オンラインによる打合せという手段が一気に市民権を得た（というより推奨される社会になった）。応接室の必要性の低下は、世の中の流れである。

以上により判明したことは、応接室は一年の大半眠っているということである。それで、即座に応接室を廃止しろというのは短絡的であるが、応接室とは、極力減らす対象であるということは、頭に叩き込んでおきたい。

レイアウトを行うときに、応接室は必要か、何人部屋が必要かは厳密に検討する必要がある。悪い狐は「打合せには6人分くらいが必要ですね」などというが、惑わされてはいけない。今から独立する弁護士に、6人の打ち合わせなど年に何回あるだろうか。「でも、年に1回あるとしても入れなかつたら困るし」との心配もあると思うが、そんなときは打合せの相手の事務所に行けばいいのだ。こちらが一人で、相手方が6人であれば、こちらが出向くのが合理的であることはいうまでもない。

また、弁護士が2人だから、応接室が2つ必要などと短絡的なことを考えてはいけない。スケジュール調整をすればいいだけのことだ。どうしても同じ時間に打ち合わせをしなければならぬ場合（こんな事ほんとうにあるのか）は、一方が相手方の所に行けばいいのである。

そもそも、弁護士はなぜ、お客様を呼びつけるのであろうか。謎である。

医者が患者を呼びつける理由はわかる。医院に検査や注射の設備があるからである。弁護士は設備などないのに、なぜいかないか。私は、行った方がいいと思っている。メリットは、下記のようにいっぱいある。

- ① 依頼者が忘れ物をしない
- ② 依頼者に関する情報（暮らしぶり、同居者の状態）が手に入る
- ③ 訪問ただけで感謝される
- ④ 自分さえ気を付けていれば、遅刻がない
- ⑤ 手間をかけていくので、きちんと獲得目標を立ててから行く（のんびんだらりと打ち合わせをしなくなる）
- ⑥ 究極的には、応接が不要となる。

これに対する反論は、当然予測できる。一つ目は、時給を考えたら効率が悪いではないか（機会損失）、であろう。

しかし、読者も薄々気が付いているであろうが、これは嘘である。訪問による往復時間がかかることによって、時給と同額の機会損失が発生するのは、仕事のスケジュールが限界まで入っている場合に限られる。実は、ぼさっとしている時間、ネットサーフィンしている時間、営業上の意味もない飲み会に行っている時間は結構あるはずである。ここを、往復の時間に充てればいいだけである。

さらに、①や⑤の理由により、打合せ時間の短縮効果もある。また、③により、信頼関係を勝ち得れば、和解の説得等が一気に短くなるので、往復の交通時間を含めた総業務時間が減少する可能性もある。

次に、セキュリティの問題である。これは、確かに問題である。「訪問を勧めて、女性弁護士が事故に会ったらどうするの？」と言われると、「うっ」となるが、これも、回避可能である。まず、危なそうな依頼者は、これは来てもらうしかない。そういう危険な可能性がある場合は、共同受任とするという方法もある。それよりも、根本的な対策として一番重要なのは顧客選別である。そういう可能性がある事件を受任しなければいいのだ、家賃を節減し、損益分岐点を低くすれば、危ない依頼者の事件を受ける必要がなくなるのだ。

税理士や司法書士の他士業は、訪問が多いので、応接室（ゾーン）は質素だ。ぼちぼち、我々も、呼びつけ文化から卒業する時期ではないだろうか。

次に、応接の調度品である。

これは、人により考え方もあるが、筆者の考えは、応接の調度品を高価にしても収益には影響しないとの考えである。「高級な調度品を置くと、客単価の高い顧客が来る」というようなことをいう人がいるが、本当にそうなのか疑問である。いくら高価な調度品を備えていても、自分に利益をもたらしてくれそうもない弁護士についてくる富裕層がいるとは思えない。

おそらく、的確なアドバイスをできる能力のある弁護士→所得が高い→高価な調度品を買うことができる、ということであろう。凡人が、調度品を効果にしても、単価の高い客が来ることはない。東大合格者のノートを真似しても、学力がなければ東大に行けないのと同じである。

したがって、調度品は、ニトリ等の安価なものでよい。ぼろぼろでなければ、中古品でもよい。もちろん、自分で組み立てるべきである。機会損失が発生しないことは、前述のとおりである。

次回は、顧問を増やすことは善なのか？という点に言及したい。

(次回に続く)

ぼくの読書感想文 (第1回)



1 広報委員の浦です。ニュースレターの企画として、「私の重大発表」と題して、皆さんからの近況報告を頂いておりました。その近況報告にもありますように木村圭二郎先生が書籍「現代法の諸相 実務法曹としての軌跡（法律文化社）」（以下「本書」といいます。）を発刊されたとのことなのですが、なんと！その書籍を頂きました！これも役得ですかね（笑）本当にありがとうございました。お礼ということでもないのですが、広報委員会関連でせっかく頂いたわけですから、ちょっと読書感想文でも書かせて頂こうかと思い、今回の企画とあいなりました。

2 本書の内容については、実際にお読みいただければと思いますが、色々なジャンルについて触れられていて、若手弁護士にとっては、どうもなじみのなさそうな難しいお話もあるように思いがちだと思います。ただ、読んでみると、そこで触れられている内容や裁判例の根底にあるものは、別事件（我々が担当している身近な事件）にも応用ができるものがあって、とても勉強になると思います。なので、是非、若手の方々も読んでいただければと思います。

3 例えば、設立中の会社に関するところだと、一見、「設立中の会社がからむ事件なんて担当しないから読んでも意味ないかな・・・」と思いがちですが、民事訴訟を提起するときは、回収のことを考えますよね？そのときに、背後にある会社も訴えること

ができないかとか、法人格否認の法理を考えるとときもありませんか？設立中の会社の問題も、一言でいえば設立前の権利義務関係を設立後の会社に承継させるべきかどうかという、法人格否認の法理の問題と共通するところがあり、その価値判断の根底にあるのは、信義則となるのですが、これが結構、ケースバイケースになるという点がミソです。

4 本書では様々な設立中の会社に関する裁判例が紹介されていて、設立前の権利義務関係を設立後の会社に承継させるべきと判断したものもあれば、承継させないと判断したものもあり、結局、その判断の分かれ目になるのは、事案ごとの信義則を根底とした価値判断なのではないかと感じました。そして、その価値判断について多数の裁判例を通じて感じることは設立中の会社という事件だけではなく、他の事件でも役立つことだと思います。あとは、そうですね、「変態設立事項」という司法試験で勉強したワードが出てきて、率直に「懐かしい！」と思ったりもしました（笑）。

5 さて、今回は、設立中の会社に関する感想でしたが、あと2回くらいは、自分が個人的に興味を持ったお話について、簡単ですが、感想文を書きたいと思います。次回もお付き合い頂きましたら幸いです。（つづく）

ハラスメント防止法クイズ



Q 1 事業主は、パワハラ防止措置として、パワハラに該当する行為の内容及びパワハラをした者に対する対処方針を就業規則に定めなければならない。

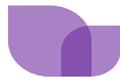
Q 2 事業主は、パワハラ防止措置として、パワハラに関する労働者からの相談に対応するための窓口を定め、労働者に周知しなければならない。

Q 3 事業主は、労働者が職場外の取引先などから受けるパワハラについても防止措置を講じる義務を負う。

Q 4 パワハラ防止措置を講じる義務に違反した事業主に対しては、行政による助言、指導又は勧告が予定されているが、勧告に従わなかった場合は企業名を公表されることがある。

(回答はこちら↓)

osaka-shunjyu-kai.com パスワードは、「sjntnt」



執行部便り

政策担当副幹事長 高江俊名（48期）

コロナ第4波が猛威をふるう中、4月に濱田執行部が始動して2か月が過ぎました。本来なら、執行部の懇親会を開いたりして、執行部の皆さんと親睦を深めたいところですが、なかなかそれもできないのが残念なところです。オンライン会議は、既につながりのあるメンバーの間で会議をするには非常に便利である反面、新しいメンバーでつながりをつくるには限界があるのを実感します。

ところで、私が担当する政策委員会では、今年度の企画の手始めに、「ちょっと言いたいねんけど」と題して（タイトルは私が勝手に考えた仮称です）、若手の人たちから、弁護士や弁護士会のあり方に関して普段思っていることや言いたいことを遠慮なく言ってもらう、という企画を7月に開催することにしました。

聞き役は、どんなことでも受け止めて聞いてくれる懐の深い方をお願いする予定です。7月12日午後5時～と、7月21日正午～の2回に分けて開催しますので、「若手」の会員の方には、ご都合のつくほうに是非多数ご参加いただければと思います（「若手」と自覚されている方であれば、経験年数は問いません。）。

政策委員会に関係する重要なこととしては、5月25日に第1回の選考委員会が開催され、今年度、春秋会は、次年度の大阪弁護士会の会長候補者を出すことが決議されました。

9月から11月にかけては、「政策団体」を標榜する春秋会の名に恥じぬよう、中味のある対外的な企画を実施していきたいと考えています。



広報活動電子化への道

会費の有効活用と持続可能社会のために

2018年秋号より、広報委員会は徐々に広報誌の選択的電子化をすすめてきました。まずは、秋号のみの選択的電子化から。そして、2020年度、通年の選択的電子化を完了しました。

1 選択的電子化とは

広報委員会が進める電子化は、印刷版の完全廃止ではありません。電子的な媒体に不慣れな方、紙という形で残したいという方のために印刷版を作っています。ただ、5000人の弁護士全員に印刷版を配布するのをやめただけです。

希望者には印刷版を配布します。印刷版入手方法は、レターケースに配布される（紙の）

パンフレットに記載されています。

また、裁判所と検察庁には、各庁から申告のあった必要数を印刷版で提供しています。

2 費用の削減

以下の表のように、選択的電子化により、年間250万円の経費が節減できました。この金額は、若手支援の充実及び会派活動に充てられています。

春秋会支出における会報発行費用

(単位：万円)

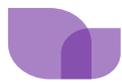
	発行態様	春秋会決算額	うち会報発行費用	会報比率
2016年度	秋号：印刷 春号：印刷	1285万円	520万円	41%
2019年度	秋号：電子 春号：印刷	1030万円	330万円	32%
2020年度	秋号：電子 春号：電子	1141万円 (予算—旅行費用)	267万円	23%

3 持続可能社会のために

作り手としては断腸の思いですが、多くの会報が、弁護士のところに届けられる前に、レターケースで廃棄されています。レターケースに投函された書類の運搬は、主に事務局が行っていると考えられますが、大規模事務所において、事務局の労務軽減のため、全員分の回収を求めているためと思われる。



上の写真、重ねておいてあるのは、春秋会を含む各会派の会報です。2020年3月、広報委員が一定期間限りですが調査したところ、現認した限りですが春秋会の春号が211冊廃棄されていました（弁護士の職員が定期的に破棄されていたり、一定期間のみの調査ですので、上記以上に廃棄されていると思われる）。他の会派の会報、どのくらいの方が読んでおられるでしょうか。会報の電子化により、ペーパーロスを減少させ、持続可能社会の実現に向け協力ができました。



現時点での広報誌閲覧数

上記の記事にも関連しますが、今後、ニュースレターに、会報及びニュースレターの閲覧状況を公開します。

ページビューとは、当該電子データをパソコンやスマホを通じて見た方の数です。同じ人が2回見た場合は、2とカウントされます。

コンテンツ名	ページビュー	配信対象
春秋会会報 春号	1434	弁護士会全員
ニュースレター 5月号	654	当会派のみ
ニュースレター 4月号	419	当会派のみ

(5月30日 午後1時現在)



広報の新入会員募集中

また、新入会員の方、広報委員会に入りませんか。楽しい取材も考えています。目立ちたい人、承認欲求の強い方、自分で記事を書いてみませんか。

入会ご希望の方は、[広瀬 \(hirose@minami-law.jp\)](mailto:hirose@minami-law.jp) までメールください。



メーリスアドバイザーのご案内

春秋会には、メーリングリストがあり、当番弁護士や法律相談の交代から、ちょっとした質問事項、意見・討論等が繰り広げられていますが、なかなか新入会員や若手会員にはハードルが高いのが現実です。

ちょっと飲み会の席でしか聞けないような疑問を会派の先輩に聞いてみることで、助けられたことはいっぱいありました。しかし、今は、コロナ禍で飲み会も少ない…

そこで、広報委員会では、新入会員や若手会員が直接書き込みにくい質問や意見を、「若手の方がこんなこと言ってますよ」とか「こんな質問が出ています」という形で、匿名にしてメーリングリストに投稿するという便利な仕組みがあります。

- ・ 事務所のボスや先輩に聞いてみたいけど、初歩的過ぎて、質問したら怒られそうな疑問。
- ・ 他の弁護士は、どう処理するのかなというちょっとした疑問。
- ・ この事件って、着手金どのくらいとるのですか、聞きにくい疑問

・ 自分の入った事務所、大丈夫ですか？との生々しい疑問
を、メールアドバイザーでお願いしますと、下記にお送りください。

広瀬 (hirose@minami-law.jp)

【注意事項】

広報委員で検討して、できるだけ早くお答えするか、匿名情報にして春秋会メールリングリストに流します。なお、広報委員名簿は、左に載せてますので、事件の質問をするときは、守秘義務や春秋会員が相手方弁護士である場合等には気を付けてください。
